

財務省告示第四百七十六号
 国債証券買入銷却法(明治二十九年法律第五号)
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十六年十月十四日に買入消却した国債
 の名称等を別表のとおり告示する。
 平成十六年十一月五日

財務大臣 谷垣 禎一

(別表)

合 計	利付国庫債券 (十年)								国債の名称	記号	額面金額の 総額	額面金額百円当た りの買入価格
	第 二 百 七 回	第 二 百 七 回	第 二 百 七 回	第 二 百 七 回	第 二 百 七 回	第 二 百 七 回	第 二 百 七 回	第 二 百 七 回	第 二 百 七 回			
千五百四億円	百九十四億円	百億円	千三十億円	三十億円	二十億円	六十億円	五十億円	二十億円				
	百一円六十銭六厘	百一円六十銭二厘	百一円五十九銭八厘	百一円五十九銭四厘	百一円五十八銭九厘	百一円五十八銭五厘	百一円五十八銭一厘	百一円五十六銭九厘				